

記者発表（ 発表 ・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当事務所名 担当課名	TEL	発表者名 （担当係長名）	その他の 配布先
4／24 （木） 14:00	阪神北県民局 県民交流室 環境課	ダイヤルイン 0797-83-3145	環境参事 樋口 進 （室長補佐兼環境課長 木下 勝功）	県政記者クラブ 阪神南県民センター （同時発表）

廃棄物の処理及び清掃に関する 法律違反に係る行政処分について

1 処分の概要

平成26年4月24日、下記の産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、業の許可を取り消す行政処分を行った。

(1) 被処分者及び行政処分の内容

- ・住所 大阪府堺市南区高尾3丁3317番地2
- ・名称 米田 幸和（泰幸建設）
- ・処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- ・処分年月日 平成26年4月24日

(2) 兵庫県の許可内容

・許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）
・許可年月日	平成21年12月21日
・許可番号	第02801023367号
・許可の期限	平成26年12月20日
・取扱産業廃棄物の種類	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類 以上 10 種類

2 処分の理由

法第14条第5項第2号イにおいて準用する法第7条第5項第4号ニに該当

被処分者は、大阪府堺市において欠格要件に該当（※）していることが判明したため、平成25年7月22日付けで堺市長から、産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分を受け、同日付けで兵庫県に処分に係る通知があった。

被処分者は、兵庫県知事の産業廃棄物収集運搬業許可を有しているが、堺市による業許可取消の日から5年を経過しない者に該当するため、取消処分を行う。

※ 被処分者は、平成25年6月26日堺市長から被処分者が代表取締役を務める株式会社泰幸の産業廃棄物処分業の許可の取消処分を受けた。（改善命令違反）